

とよなかエコシステム推進を踏まえた  
データ連携基盤の調査・検討に関する業務委託仕様書

令和6年（2024年）11月

豊中市 都市経営部 デジタル戦略課

## 1 件名

とよなかエコシステム推進を踏まえたデータ連携基盤の調査・検討に関する業務

## 2 背景と目的

本市では「総合計画」と「基本政策」を経営的視点でスピード感をもって着実に進めるために「2025 経営戦略方針」を策定した。

令和 6 年度に引き続き令和 7 年度も「こども政策の充実・強化」を重点政策に位置づけ、「子育てしやすさ No.1 プロジェクト」を核として、新たに本市特有の強みを活かした「快適・賑わい・憩い空間づくりプロジェクト」「とよなかエコシステム推進プロジェクト」を追加し、未来への投資として 3 つのプロジェクトを一体的に推進する。

そのなかで、「とよなかエコシステム推進プロジェクト」は子育て支援、教育分野をはじめ、地域特性を活かすことができる領域において、事業者・資金・人材を呼び込み、企業・地域・市民・行政が相互に強みや弱みを補完しあいながら、共存共栄によるエコシステム（地域経済圏）の構築を目指すものである。

本業務は、「とよなかエコシステム推進プロジェクト」の効果を最大化する観点を踏まえ、本市のデジタルサービスの基盤となる「データ連携基盤」について調査・検討するものである。特に大阪府広域データ連携基盤（以下、「ORDEN」とする）の活用方法の検討のほか、「子育てしやすさ No.1」実現に向けた「子育てポータル」におけるデータ連携基盤の必要性や、データ連携基盤の導入により効果が見込まれる本市のその他の施策分野についても一体的に検討することで、豊中市におけるデータ連携基盤の最も効果的なあり方を提示することを目的とするものである。

## 3 業務内容

「とよなかエコシステム推進プロジェクト」を効果的に推進する観点を踏まえ、本市の実情に即したデータ連携基盤のあるべき姿・方向性の提示

なお具体的には以下①～⑥まで実施すること。

① 「とよなかエコシステム推進プロジェクト」を効果的に推進する観点から本市のデジタルサービスの基盤となるデータ連携基盤の基本的な在り方の提示

「とよなかエコシステム推進プロジェクト」の目的を踏まえ、本市に適したデータ連携基盤のあるべき姿について提示し、それにより市民全体がどのような利益を享受できるのかについて将来像を示すこと。

② 本市の実情に即したデータ連携基盤の果たす役割と機能についての整理

本市においてデータ連携基盤の果たす役割、具備する機能、運用方法について想定されるケースとそのメリット・デメリットを事例と合わせて整理すること。

特に本市が将来的に構築を予定している以下の事業・サービスにおいてデータ連携基盤の必要性とその効果について事例とともに整理すること。

- ・「とよなかエコシステム推進プロジェクト」に係る各取組み
- ・行政、民間の子育てサービスの情報を集約したポータルサイト
- ・地域包括ケアシステムにおける DX 推進
- ・パーソナル情報を活用したプッシュ型サービス

### ③ 既存資源の調査

本市が保有するオープンデータやデジタルサービス等の既存資源をヒアリング等にて洗い出し、本市におけるデータ連携基盤との情報連携や既存資源の利活用について、施策や取組みの位置づけを踏まえて調査すること。

また、本業務で調査するデータ連携基盤と ORDEN との関係性および本市における最も効果的な ORDEN の活用方法について調査すること。

### ④ データ連携基盤の活用により解決が見込まれる課題の抽出と方向性の提示

①～③を踏まえ、本市においてデータ連携基盤が担う機能を提示するとともに、活用可能性のあるユースケースごとの検討課題の洗い出しを行うこと。

そのうえで、データ連携基盤を導入することで課題を解決できる展望及び官民一体となって、有機的かつ持続的に協力・連携していくための体制を含めた方向性を提示すること。

### ⑤ データ連携基盤の構築のためのロードマップの策定

本市のデータ連携基盤構築に向け、どのようなスケジュールで進めるのかを示したロードマップ案を策定し、実証実験等を踏まえた実現に向けたステップと、ステップごとに達成すべき目標、行政以外の関係機関との連携及び市民の積極的な参画を促す方法等について示すこと。

### ⑥ 報告書の作成

事業内容を取りまとめた事業報告書を提出すること。

## 4 委託期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）年 3 月 31 日まで

## 5 その他留意事項委

（1）原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。

（2）本業務によって知り得た個人（法人を含む）情報は厳正に管理し、本業務の目的以外に使

用しないこと。

(3) 本業務の履行に関し、法令等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。